更新手続のご案内

更新時期を迎える指定給水装置工事事業者の皆様へ

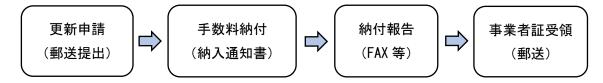
令和元年10月1日に施行された水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者制度に更新制が導入され、指定の有効期限が無期限から5年間となりました(水道法第25条の3の2)。

このたび、更新対象(指定有効期限:令和7年12月23日)となる貴事業者におかれましては、広島県水道広域連合企業団ホームページの「指定給水装置工事事業者の申請手続」を参照し、必要書類をご準備のうえ、郵送でご提出ください。

なお、更新手続書類には、納入通知書送付用(定型長型3号【25g以内】)と指定給水 装置工事事業者証(以下「事業者証」という。)送付用(定形外角型2号【50g以内】)の 封筒に送付先を記載して、必要な金額の切手を貼り付けて同封してください。

また、<u>次回(5年後)からの更新につきましては、事前の通知は行いませんので、指定</u> 有効期限 1 か月前までには、更新手続をお願いします。

1 更新手続の流れ



2 更新手続期限

令和7年11月21日(金)【期限厳守】

更新申請受付から事業者証の交付までに概ね1か月程度必要となりますので、期限内の提出をお願いいたします。

3 更新手数料

10,000円(事業者証の交付を含む)

更新手続書類の確認後に、納入通知書を送付いたしますので、指定金融機関にてお支払いください。

4 事業者証について

更新手数料の納付確認後に事業者証を郵送で送付いたします。

5 注意事項

更新手続書類に不備がある場合は、更新できない場合があります。

6 更新手続に必要な書類

No.	申請手続に必要な書類	様式名	個人	法人
1	申請書類チェックリスト(新規・更新)【申請書類と併せて提出】	_	0	0
2	指定給水装置工事事業者指定申請書	【第一】	0	0
3	機械器具調書 (※1)	【別表】	0	0
4	欠格事項に該当しないことの誓約書	【第二】	0	0
5	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	【第三】	0	0
6	選任される「給水装置工事主任技術者免状」の写し	_	0	0
7	「住民票」の写し(発行日から3か月以内のもの)	_	0	_
	※コピー不可【個人番号不要】			
8	「定款」の写し(<u>原本証明をした直近のもの</u>)	_		0
	※原本証明:写しが原本と相違ない旨を記載し、法人印の押印			
9	「登記事項証明書」(発行日から3か月以内のもの)	_	_	0
	<u>※コピー不可</u>			
10	指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績の確認		0	0
11	指定給水装置工事事業者の業務内容の確認	【指定更新時	0	0
12	給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況の確認	確認事項】	0	0
13	適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況の確認		0	0
14	(旧)「指定給水装置工事事業者証」(原本)		0	0
	⇒新しい事業者証の交付に併せ、古い指定証は回収いたします。	_	O	O
15	返信用封筒【納入通知書送付用】: 封筒(定型封筒長型3号)に送			
	付先を記載して <u>必要な金額の切手</u> を貼付したもの	_	0	0
	※定形郵便物 25g 以内の料金			
16	返信用封筒【事業者証送付用】: 封筒(定型外封筒角型2号)に送			
	付先を記載して <u>必要な金額の切手</u> を貼付したもの	_	0	0
	※定形外郵便物 50g以内の料金			
(17)	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(※2)	【第十】	0	0

- (※1) 金切りのこ、やすり、パイプねじ切り器、トーチランプ、パイプレンチ、水圧テストポンプを有すること。
- (※2) 更新時に、事業所の所在地、代表者や役員の氏名等の<u>指定事項に変更がある場合は、提出が必要。</u>

7 更新手続書類の提出(郵送)場所

〒730-0011

広島県広島市中区基町 10番 52号

広島県水道広域連合企業団 事務局本部業務課 (更新手続担当) 宛

(問い合わせ) 営業グループ 宗廣

TEL: 050 - 3785 - 2850 FAX: 082 - 227 - 5317

Email:gyomu@union.hiroshima-water.lg.jp

